

附 則
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
令和二年十月一日
人事院規則九一―一七―一六三
人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

規

則

人事院総裁 一宮なほみ

備考 1・2 (略)	四 (略)	五 次に掲げる繊維のくずであつて、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が附着し、又は混入しているものを除く。） イ 絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であつて次に掲げる物 (1)・(2) (略) ロ ヲワ (略) 六 ヲ十八 (略)	B三〇三〇
------------	-------	--	-------

備考 1・2 (略)	四 (略)	五 繊維のくずであつて次に掲げる物 イ 再生利用するために調整された絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であつて次に掲げる物（絹のくず以外の物が附着し、又は混入しているものを除く。） (1)・(2) (略) ロ ヲワ (略) 六 ヲ十八 (略)	B三〇三〇
------------	-------	--	-------

備考 1・2 (略)	四 (略)	三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一〇二十 (略) 二一 別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物 A三二二〇	(略)
------------	-------	---	-----

備考 1・2 (略)	四 (略)	三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物 一〇二十 (新規)	(新規)
------------	-------	--	------

改 正 後

改 正 前

別表第一（第一条関係）

一〇三十六 (略)

別表第一（第一条関係）

一〇三十六 (略)